

“自主管理”する場合の狭あい道路事務の流れについて

【後退用地の選べる管理方法2種類の説明はしましたか？】

■後退用地の管理方法について、まずは**建築主の意向を確認**してください。

【自主管理の注意点】

自主管理の場合、協議結果はあくまで暫定の道路後退幅のため余裕を持った建築計画をして建築物・工作物を設置してください。なお、後に対側地等で用地確定測量が実施され、測量の結果、後退不足が判明する可能性があります。その際、後退用地内にある建築物・工作物は**建築基準法第44条違反**となり、違反指導の対象となる場合がありますのでご注意ください。

寄附のメリット

- ①測量、②登記(分筆・所有権移転)、③舗装は市負担(舗装は補助金で自費施工可)。
④補助金制度(後退用地内の支障物撤去・移設費用補助制度)を利用できます。

申出者等の作業

【まずは、道路の確認から】

- ①道路の種別を確認
建築指導課建築審査係へ
(西庁舎1階TEL23-6332)確認

- ②事前協議申出書作成・提出(確認申請の30日前まで)
※住環境政策課狭あい道路整備係(西庁舎1階)で確認

- ③協議結果通知書受取
受領書提出

- ④建築確認申請の提出

- ⑤建築工事

- ⑥外構工事

- ⑦後退くいの設置

- ⑧後退くい設置届作成

- ⑨後退くい設置届提出

完了

岡崎市の作業

事前協議申出書受付 ※必要書類が未添付の場合
提出書類確認 受付できないことがあります。

【期間】
約1ヶ月

現地確認

各課回議

協議結果通知書交付

後退くい(鉾)支給

■**連絡先(代理人)に連絡**しますので受け取りに来てください。
必要な本数の後退くい又は鉾を支給します(後日受取も可能)。
受取時に「協議結果通知書及び後退くい(鉾)受領書」に署名、
後退くい設置・設置届提出予定者などを記入していただきます。
■**自主管理から寄附に変更する場合は**、お早めにお申し出ください。
特に、支障物の撤去費用の補助金は、境界立会測量時に支障物が後退用地内に残存していることが必要です。
※後退くいは申請内容に従い**申請者**にて設置してください。
※後退用地の整備及び管理は**申請者**が行います。

後退くい設置届受付

後退くい確認検査

※後退くいの設置状況と後退用地の確認
を行います。不具合があれば**是正指導**
をすることがあります。

- ★後退用地について、“**一般の交通の用に供する**”ように努めてください。
★草取りや砂利敷き等により後退用地の適切な“**自主管理**”をお願いします。

※狭あい道路拡幅整備について、ご不明な点があればお気軽にお尋ねください。(R3.4.1作成)

住環境政策課 狭あい道路整備係 TEL 23 ◆ 6823 FAX 23 ◆ 7528

■狭あい道路拡幅整備に関しては、岡崎市ホームページでも確認することができます。

【事業者向け】→【建築・開発に関する情報】→【狭あい道路整備】→【狭あい道路の整備】→【開く】

■様式などもご確認いただけます。

【事業者向け】→【建築・開発に関する情報】→【狭あい道路整備】→【狭あい道路関係様式】→【開く】



事前協議申出書

事前協議申出書と添付書類一覧表を確認してください。

後退くい設置届

後退杭設置届には、設置状況写真と撮影方向を示した図面を添付してください。

